

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成25年6月27日(2013.6.27)

【公表番号】特表2012-526850(P2012-526850A)

【公表日】平成24年11月1日(2012.11.1)

【年通号数】公開・登録公報2012-045

【出願番号】特願2012-511031(P2012-511031)

【国際特許分類】

A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	38/00	(2006.01)
A 6 1 K	38/27	(2006.01)
A 6 1 K	38/22	(2006.01)
A 6 1 K	47/48	(2006.01)
A 6 1 K	47/34	(2006.01)
A 6 1 P	37/00	(2006.01)
A 6 1 P	37/08	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
A 6 1 P	19/02	(2006.01)
A 6 1 P	19/00	(2006.01)
A 6 1 P	7/06	(2006.01)
A 6 1 P	7/00	(2006.01)
A 6 1 P	3/10	(2006.01)
A 6 1 P	17/06	(2006.01)
A 6 1 P	1/04	(2006.01)
A 6 1 P	21/00	(2006.01)
A 6 1 P	27/02	(2006.01)
A 6 1 P	11/00	(2006.01)
A 6 1 P	1/16	(2006.01)
A 6 1 P	13/12	(2006.01)
A 6 1 P	25/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	5/14	(2006.01)
A 6 1 P	9/00	(2006.01)
A 6 1 P	21/04	(2006.01)
A 6 1 P	15/00	(2006.01)
A 6 1 P	11/06	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	45/00	
A 6 1 P	43/00	1 1 1
A 6 1 K	37/02	
A 6 1 K	37/36	
A 6 1 K	37/24	
A 6 1 K	47/48	
A 6 1 K	47/34	
A 6 1 P	37/00	
A 6 1 P	37/08	
A 6 1 P	17/00	
A 6 1 P	19/02	

A 6 1 P 19/00
A 6 1 P 7/06
A 6 1 P 7/00
A 6 1 P 3/10
A 6 1 P 17/06
A 6 1 P 1/04
A 6 1 P 21/00
A 6 1 P 27/02
A 6 1 P 11/00
A 6 1 P 1/16
A 6 1 P 13/12
A 6 1 P 25/00
A 6 1 P 35/00
A 6 1 P 5/14
A 6 1 P 9/00
A 6 1 P 21/04
A 6 1 P 15/00
A 6 1 P 11/06

【手続補正書】

【提出日】平成25年5月13日(2013.5.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

サイクリン依存性キナーゼ4(CDK4)及び/又はサイクリン依存性キナーゼ6(CDK6)を選択的に阻害する化合物の、増殖に対してCDK4/6の活性に依存しない癌の治療を受けている患者における造血細胞集団の回復を促進する方法に使用するための医薬の製造のための使用であって、この方法が薬学的有効量の、サイクリン依存性キナーゼ4(CDK4)及び/又はサイクリン依存性キナーゼ6(CDK6)を選択的に阻害する化合物を投与する段階、及び、この投与に續いて、この癌を治療するために、この患者がDNA損傷性薬剤に曝露され、造血細胞集団の回復を促進するために、この患者に増殖因子を投与する段階から成る使用。

【請求項2】

前記阻害剤が、CDK2に対するIC₅₀より少なくとも6倍低いCDK4に対するIC₅₀を有するCDK4阻害剤である請求項1に記載の使用。

【請求項3】

前記阻害剤が、実質的に、CDK6阻害以外のオフターゲット効果がない請求項2に記載の使用。

【請求項4】

前記増殖因子が、DNA損傷性薬剤曝露の少なくとも24時間後に投与される請求項1に記載の使用。

【請求項5】

前記増殖因子が、DNA損傷性薬剤曝露の少なくとも72時間後に投与される請求項1に記載の使用。

【請求項6】

前記DNA損傷性薬剤が化学療法剤である請求項1に記載の使用。

【請求項 7】

前記DNA損傷性薬剤が電離放射線である請求項1に記載の使用。

【請求項 8】

前記増殖因子が、顆粒球コロニー刺激因子(G-CSF)、ペグ化された(即ち、ポリエチレングリコールを結合させた)G-CSF、顆粒球マクロファージコロニー刺激因子(GM-CSF)、トロンボポイエチン、エリスロポイエチン、ペグ化されたエリスロポイエチン、インターロイキン(IL)-12、スティール因子、及びケラチン合成細胞増殖因子から成る群から選択される少なくとも1種である請求項1に記載の使用。

【請求項 9】

サイクリン依存性キナーゼ4(CDK4)及び/又はサイクリン依存性キナーゼ6(CDK6)を選択的に阻害する化合物の、治療を必要とする患者における毒性低下剤の効力を増大させる方法に使用するための医薬の製造のための使用であって、この方法が

(a) DNA損傷性薬剤又は事象に曝露された、これから曝露される、又は曝露される虞のある患者を提供する段階、

(b) この患者に毒性低下剤を投与する段階、及び

(c) この患者に、この化合物を投与する段階

から成る使用。

【請求項 10】

前記毒性低下剤が化学療法毒性低下剤である請求項9に記載の使用。

【請求項 11】

前記毒性低下剤が放射線毒性低下剤である請求項9に記載の使用。

【請求項 12】

前記毒性低下剤が、増殖因子、顆粒球コロニー刺激因子(G-CSF)、ペグ化されたG-CSF、顆粒球マクロファージコロニー刺激因子(GM-CSF)、トロンボポイエチン、エリスロポイエチン、ペグ化されたエリスロポイエチン、インターロイキン(IL)-12、スティール因子、及びケラチン合成細胞増殖因子から成る群から選択される少なくとも1種から成る請求項9に記載の使用。

【請求項 13】

前記サイクリン依存性キナーゼ4(CDK4)及び/又はサイクリン依存性キナーゼ6(CDK6)を選択的に阻害する化合物が、前記患者の少なくとも一つの細胞の薬理学的静止を誘導する請求項9に記載の使用。

【請求項 14】

前記少なくとも一つの細胞が、血液細胞、血液幹細胞及び血液前駆細胞から成る群から選択される請求項13に記載の使用。

【請求項 15】

前記サイクリン依存性キナーゼ4(CDK4)及び/又はサイクリン依存性キナーゼ6(CDK6)を選択的に阻害する化合物が、患者がDNA損傷性薬剤又は事象に曝露される前に、患者がDNA損傷性薬剤又は事象に曝露されていると同時に、又は患者がDNA損傷性薬剤又は事象に曝露された後で、患者に投与される請求項9に記載の使用。

【請求項 16】

前記サイクリン依存性キナーゼ4(CDK4)及び/又はサイクリン依存性キナーゼ6(CDK6)を選択的に阻害する化合物が、患者がDNA損傷性薬剤又は事象に曝露された後24~48時間の間に患者に投与される請求項9に記載の使用。

【請求項 17】

前記患者が増殖に対してCDK4/6の活性に依存しない癌の治療を受けており、前記サイクリン依存性キナーゼ4(CDK4)及び/又はサイクリン依存性キナーゼ6(CDK6)が癌細胞の増殖を停止させない請求項9に記載の使用。

【請求項 18】

前記阻害剤が、CDK2に対するIC₅₀より少なくとも6倍低いCDK4に対するIC₅₀を有するCDK4阻害剤である請求項17に記載の使用。

【請求項 19】

前記阻害剤が、実質的に、CDK6阻害以外のオフターゲット効果がない請求項18に記載の使用。

【請求項 20】

治療を必要とする患者における毒性低下剤の効力を増大させるための医薬組成物であって、サイクリン依存性キナーゼ4(CDK4)及び/又はサイクリン依存性キナーゼ6(CDK6)を選択的に阻害する化合物から成る医薬組成物。